○内閣府厚生労働省令第六号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）、別紙様式第二号から別紙様式第四号まで、別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）及び別紙様式第六号から別紙様式第八号まで中「㊞」を削る。

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第六条第五項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

様式第一から様式第四まで中「㊞」を削る。

（労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第三条　労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「（平成十七年法律第八十六号）」の下に「第四百九十二条第四項、」を加える。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第六十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

総務大臣　武田　良太

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画官及び国際広報官） **第三十六条**　国際戦略課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。	**第三十六条**　削除
2　企画官は、命を受けて、国際戦略課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。	
3　国際広報官は、命を受けて、国際戦略課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。	
（標準化戦略室及び標準化推進官）	
第三十八条　通信規格課に、標準化戦略室及び標準化推進官一人を置く。	
2　標準化戦略室は、通信規格課の所掌事務のうち、有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。第四項において同じ。）に関する技術上の規格（将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術に係るものに限る。）を定めるための国、独立行政法人、大学、民間等の連携に関するものの企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。	
3　標準化戦略室に、室長を置く。	
4　標準化推進官は、命を受けて、有線電気通信設備及び無線設備に関する技術の標準化の推進に関する事務（標準化戦略室の所掌に属するものを除く。）を行う。	
第四十条　削除	
（多国間経済室） **第四十一条**　国際経済課に、多国間経済室を置く。 ［2・3　略］ ［削る］	
（国際協力調査官） **第四十二条**　国際協力課に、国際協力調査官二人を置く。	
（企画官及び標準化推進官） **第三十八条**　通信規格課に、企画官及び標準化推進官それぞれ一人を置く。	
2　企画官は、命を受けて、通信規格課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。	
（企画官及び国際広報官） **第四十条**　国際政策課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。	
2　企画官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。	
3　国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。	
（多国間経済室及び企画官） **第四十一条**　国際経済課に、多国間経済室及び企画官一人を置く。	
［2・3　同上］	
4　企画官は、命を受けて、国際経済課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。	
（国際展開支援室及び国際協力調査官） **第四十二条**　国際協力課に、国際展開支援室及び国際協力調査官二人を置く。	